

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 職種区分変更等交渉
交渉日時 平成19年2月6日(火) 10時5分～12時
交渉場所 安心館 大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長
谷口参事 寺島課長 宇野主幹 本城係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計14人

概要	要
組合側の主張	<p>職種区分変更等についての交渉を行った。</p> <p>公務災害見舞金の見直しについて特に問題はない。</p> <p>職種区分の変更について 吏員制度の廃止に伴い、辞令を全員に出す事になるのか。 新聞紙上での新春対談の中で、市長は、職種区分の見直しにより自由に職員を異動させることができる旨発言をされているが、それは真意か。 職種区分の変更を自治体リストラに使わない。また、異動については本人同意を前提とする。という確認を踏まえ16年度から作業技師として採用することに合意してきた経過がある。その精神は、今回の提起の中にも生きているのか。 職種区分を変更する目的は、人材の有効活用及び人事配置の弾力性を高め本人の働きがいや能力を高めることにあり、今回の見直しによって現業職場での働き甲斐を喪失することにならないようにすべきである。 意図的に特定の職場つぶしに使われるのではないかと、危惧している。 職場の全員が希望していないにもかかわらず、異動させることがありえるのか。 例えば、学校から保育所への希望があり、保育所は希望がなかった場合、異動はあるのか。 対象となる職種の職員にとってみれば、一生その職種で働くことが前提となっていることから、本人の意見を尊重した慎重な対応が求められる。 その立場からどのように運用するか、労使間の取り決めが必要である。 基本的な認識の部分では労使間で違いはない。進みながら見直していきたい。 整理すべき事項として、 ・本人合意の位置づけを整理。 ・清掃職場等職種が混在している職場について、本人の希望と能力・知識、現場環境を踏まえての整理。 ・異動に関して、慣習のある職種の考え方と方向の整理。 ・任命権者が変わるような異動。 等が整理すべき事項として考えられる。</p> <p>変則勤務職場の勤務時間等について 消防職場について、24時間全て勤務時間にするのは難しいのはわかるが、仮眠時間を休憩と表現するのはおかしい。18時15分から零時まで5時間45分の連続勤務となる。労働安全衛生の視点からも見直しを検討すべき。新たな運用は、現行の隔日勤務職員数が確保されることが前提である。4当務削減しても権利行使が可能か。実態としては、超勤対応となる。定数上のかかわりも含めて体制的な</p>

	<p>課題である。 幼稚園教諭について、休憩室がない。本部安全衛生委員会の課題となる。</p>
<p>当局の主張</p>	<p>公務災害見舞金の見直しについて 次のとおり回答した。 死亡見舞金 6,000,000円 30,000,000円 障害見舞金 6,000,000円～230,000円 30,000,000円～750,000円</p> <p>職種区分の変更について 次のとおり提起した。 警備員、自動車運転技師、調理師及び現行の技能吏員の職務名を作業技師に一本化するなどの作業採用職種区分の見直しは、平成16年4月1日以降の新規採用者から適用しているが、平成16年3月31日以前の採用職員についても平成19年4月1日より新しい採用職種区分を適用する。また、地方自治法の改正による吏員制度の廃止に伴い、「事務吏員」、「技術吏員」及び「技能吏員」は「職員」に一本化する。 辞令について、法解釈により出さなくても問題がないのか、他団体の動向も見る中で判断する。 基本的には、前回の合意の考え方は生きている。 人事権の濫用をすることはあってはならない。本人の理解とやる気、能力を引き出す異動をしていきたい。 この変更は、制度が変わることであり、より慎重な対応が必要である。 本人の意向と能力、受け入れ職場の意向と求める能力を勘案して、慎重な対応が必要。</p> <p>変則勤務職場の勤務時間等について 現状と見直し案を報告した。</p>